

2022年8月23日

各位

三井住友信託銀行株式会社

**京都市と北山杉の利活用者、生産者による
「建築物等における北山杉の利用促進協定」の締結について**

三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:大山 一也、以下「当社」)は、北山杉の利活用者および生産者ととも、京都市(市長:門川 大作)と、北山林業の持続的かつ健全な発展、北山杉の利用促進に関する相互連携等の実現に向け、「建築物等における北山杉の利用促進協定」を締結いたしました。

【利活用者】

株式会社内田洋行(代表取締役社長:大久保 昇)
菊池建設株式会社(代表取締役社長:松本 敏)
ナイス株式会社(代表取締役社長:杉田 理之)
当社

【生産者】

京都北山丸太生産協同組合(代表理事:石川 裕也)
京北銘木生産協同組合(代表理事:米嶋 昌史)

1. 本件の背景・目的

京都市は、木の文化の継承・発展および森林の有する公益的機能を最大限発揮することにより、グリーン成長(※1)の促進を図ることを目的に、「京都市木の文化・森林政策推進本部」を設置し、木の文化・森林政策を推進しています。「木の文化・森林政策推進本部」内の「北山林業の活性化ユニット」では、北山杉ブランドの再生と景観も含めた木の文化の継承に取り組んでいます。

当社は、「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」を経営の根幹に据え、信託の力で新たな価値を創造し、持続可能な地域社会への貢献を目指しています。

京都市北区中川地区で生産される北山杉は、磨き丸太や垂木材として約600年の歴史を誇る銘木であり、それらが織りなす素晴らしい風景は、京都のみならず日本が誇る貴重な自然資本です。

現在まで脈々と受け継がれてきた伝統技術と、その結晶ともいえる北山杉ブランドを維持継承することは、京都の歴史および日本の木造建築、木の文化のさらなる発展につながると考えています。



2. 本協定の概要

京都市の取り組みに賛同した6者と京都市の間で、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第15条第1項(※2)に基づき、本協定を締結いたしました。

北山杉の利活用者と生産者は、北山杉の積極的な活用と安定供給に関し、相互連携と協働を推進することで、北山林業の持続的な発展を図るとともに、SDGs や 2050 年カーボンニュートラルの実現等に貢献していくため、京都市と協定を締結し、主に以下の事項について相互に連携・協働を行います。

➤ 利活用者グループの北山杉の利用促進構想

- 北山杉を積極的に活用することで、北山林業に係る技術や文化の継承、地域振興、SDGs や 2050 年カーボンニュートラルの実現等に寄与する。

➤ 利活用者グループの構想の達成に向けた取組の内容

- 北山杉の魅力向上に資する可能性のある事業において、北山杉の利用を積極的に検討、又は利用するよう努める。
- 北山杉の利用促進に向けた魅力発信や普及啓発、北山杉の新用途の開拓や新製品の研究開発、北山杉の生産地の確保等のための商事信託等の方策の検討等に取り組む。

➤ 生産者グループの北山杉の利用促進構想

- 北山杉の安定供給等の協力を行い、森林資源の循環利用、SDGs や 2050 年カーボンニュートラルの実現等に寄与する。

➤ 生産者グループの構想の達成に向けた取組の内容

- 利活用者の建築物等の整備に備えて北山杉の供給体制を整え、求められる品質や量の供給を適時に行うよう努める。

➤ 利活用者グループおよび生産者グループ双方の構想を達成するための京都市による支援

- 技術的助言や補助制度等の情報提供、取組の広報等を通じて、積極的に支援する。木の文化推進に関する政策等に関する情報提供等を行う。

3. 当社の役割

今後の具体的な活動として、当社グループの機能及びネットワークを活用し、北山杉の利用促進に向けた魅力発信や普及啓発に取り組むとともに、北山林業を起点とした地域活性化策を検討していきます。また、北山杉の生産地の確保や木の文化の継承等のため、森林整備・保全活動を支援し、信託を活用した方策を検討していきます。

(※1)グリーン成長

森林の適正な管理と、森林資源の持続的な利用等により、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林により発揮される多面的機能の恩恵を享受することを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与すること。

(※2)「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、森林資源の循環利用を進めることが必要不可欠であり、民間建築物を含む建築物一般で木材利用の促進を図る必要があるとの考えの下、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が改正され、昨年10月1日に施行された法律。このうち、第15条第1項では、事業者等による建築物における木材の利用の促進に関する構想等及び地方公共団体等による建築物木材利用促進構想の達成に資するための情報の提供その他の支援に関する事項を定めた協定を締結することができることとされている。

以上